

平成27年度

民事事件担当裁判官事務打合せ

協議結果要旨【本文】

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成27年7月9日に、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、金沢、広島、福岡、大分、仙台、盛岡、札幌及び高松の地方裁判所の民事事件を担当する右陪席裁判官が出席して開催された民事事件担当裁判官事務打合せにおいて協議された結果の要旨を取りまとめたものである。

【本事務打合せの概要】

1 本事務打合せの内容

本年度の民事事件担当裁判官事務打合せは、民事事件を担当する中堅の右陪席裁判官を出席者とし、(1)右陪席裁判官から見た部の機能の活性化及び(2)争点整理の在り方について協議するために開催されたものである（資料1参照）。

(1)の部の機能の活性化は、裁判所に求められる裁判の質について議論をした上で、それを踏まえて、右陪席裁判官の立場から、在るべき合議とはどのようなものか、そこで裁判長に期待する役割等は何か、合議体で審理すべき事件とはどのような事件かについて議論をすることを趣旨としたものである。また、(2)の争点整理の在り方については、民事事件を取り巻く現状が変化する中、在るべき争点整理のプラクティスを全体的に議論する必要があると考えられることから、裁判所と当事者が中心的争点や審理の見通しについて認識を共有して手続を進行させるためのプラクティスについて、実例も踏まえて具体的に協議することを趣旨としたものである。

本事務打合せは、民事訴訟法改正当時の議論を直接体験していない反面、この間の民事事件を取り巻く環境の変化を最も身近に感じることのできる世代である右陪席裁判官に、問題意識や今後の課題等を率直に議論していただくことを企図して開催された。なお、この事務打合せの結果を踏まえ、今冬には、部総括裁判官を協議員とした民事事件担当裁判官協議会を予定している。

2 協議結果の概要

本事務打合せの協議結果の概要は以下のとおりであるが、詳細は本文を御覧いただきたい（事務打合せで配布された資料については、別添資料を御覧いただきたい。）。

(1) 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化

部の機能の活性化は、裁判の質の一層の向上を目的としているところ、そもそも裁判の質とは何かについて裁判所内で十分議論されてこなかったことを踏まえ、まず、その具体的内容について協議がなされた。そして、裁判の質については、これまでと同様、判断自体の正しさや妥当性が求められることに異論はなかったが、それに加えて、判断に至る理由の通用性や合理的な期間内での審理といった要請が以前より高まっているとの意見が多かった。また、現状の裁判の質に関し、当事者や国民からは必ずしも十分な評価が得られていないのではないかと、その向上に向けて一層の工夫をしていく必要があるのではないかと意見が出された。

その上で、部の機能の活性化の中核となる合議の充実・活用について、協議がされた。

まず、合議の充実に関しては、手続の各段階において合議すべき一般的事項自体については大きな異論はないが、具体的な合議メモの記載内容のレベルや右陪席関与の在り方について、合議体の中で明示的に認識が共有されていないとの実情が多く紹介された。そして、これらの在り方は、事案の性質及び手続段階や、部の構成員の経験年数及び事件数などによっても左右されることから、裁判長が構成員から意見聴取をした上で、左陪席の負担と右陪席のニーズのバランスを踏まえた合議メモの記載内容や、メリハリのある右陪席の合議関与の在り方について、裁判体内で十分に協議をしていく必要があるとの意見が多数出された。

次に、合議の活用に関しては、典型的合議事件以外の合議相当事件として、波及

効に配慮を要する事件や社会的に耳目を集める事件等が挙げられ、そのような事件の該当性については、同種紛争の有無、報道可能性、先例的価値等を考慮しているとの意見が多く見られた。また、審理中に適切に付合議にするための工夫として、定期的な棚卸しや、合議相当事件の候補を部内でストックしておく方法などが紹介された。

(2) 争点整理の在り方について

争点整理の前提としては、裁判所が中心的争点や審理の見通しを把握することが重要であるが、それが難しい場合として、①当事者側に起因する要因、②事案の性質に起因する要因、③裁判所側に起因する要因のそれぞれについて、具体的な原因やその対応策について意見交換が行われ、①に関しては、準備書面等に必要事実が記載されない場合と、逆に、ありとあらゆる事実が細かく記載されていて法的に整理されていない場合があり、対応に苦慮しているが、様々な方策を用いて事案を早期に把握しようと努めている実情が紹介された。③に関しては、主張と書証の突き合わせなど事前準備の不足や期日での議論不足などが反省点として挙げられた。また、①や②の場合でも、裁判所として工夫できないことがないか検討せざるを得ないとの意見が出された。

続いて、争点整理において、裁判所と当事者が争点や審理の見通しについて認識を共有するための方策について協議がされた。この中では、裁判所が心証開示に当たって用いがちな表現が、代理人に必ずしも理解されていないという現状を踏まえ（資料5、6参照）、裁判所としては、婉曲な表現を用いたり結論のみを伝えるのではなく、心証開示の理由や目的をもっと明確に説明することが必要であるなどの意見が多く出された。

また、争点整理の結果に関する記録化については、単独事件の場合は口頭の確認で足りることが多いとの実情紹介が多く見られた一方で、当事者との間の認識共有を確実にし、手続の透明性を確保するためには、その結果は調書に残すべきであるし、記録化を意識すれば自ずと争点整理も的確に行われるようになるとの意見も相当数見られた。

続いて、計画的審理についても協議がされたところ、そもそも出席者の中で計画的な審理のイメージが必ずしも一致していなかったが、審理についてある程度先を見通した進进行を図り、かつ、その点を期日で当事者と意見交換しているという出席者が多かった。

(3) 民事局からの情報提供

事務打合せの最後に、民事局から、①民事訴訟規則の一部を改正する規則等について、②テレビ会議の積極的活用について、③中断事件における仮既済処理について、それぞれ情報提供を行った。

以上

目 次

第1問 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化.....	1
1 裁判所に求められる裁判の質	1
(1) どのような裁判が質の高い裁判であると考えるか。	1
(2) 現在の裁判の質について、当事者や国民からは、どのように評価されていると考 えるか。	2
(3) 裁判の質をより高めるために、工夫していることはあるか。	2
2 合議の充実・活用.....	3
(1) 合議の在り方.....	3
自分が裁判長になったときに、どのような合議（期日合議、心証合議、判決起案 を含む。）をし、各構成員にどのような準備や関与を求めたいと考えるか。そのため には、裁判長を始めとする各構成員はどのような役割を果たす必要があると考える か。	3
ア 争点整理中の期日合議	3
イ 人証調べ前和解に関する合議	4
ウ 心証合議	4
エ 合議の進め方	5
(2) 付合議に当たっての考慮要素等	5
ア 合議体で審理すべき事件としては、具体的にどのような類型の事件が考えられ るか。	5
イ 審理の途中から合議に付すことが相当となる事件としては、どのようなものが あるか。審理の途中から合議に付すことを検討するに当たっては、どのような要 素を考慮すべきか。	5
(3) 合議の充実・活用以外の面で部総括裁判官に期待される役割.....	6
自分が部総括裁判官になったときに、部全体としての事件処理という観点から、 合議事件に関与する以外に部内でどのような取組をしたいと考えるか。	6
第2問 争点整理の在り方	6
1 裁判所による適切な事案の把握.....	6
(1) 裁判所が中心的争点や審理の見通しを把握できないために、適切な心証開示や釈 明権行使ができない場合としては、どのような場合があるか。	6
(2) 上記の場合、どのような対応策が考えられるか。	6
2 争点や審理の見通しを共有するためのプラクティス	8
(1) 争点についての認識共有（口頭議論の在り方や争点の確認・記録化等）	8

ア	裁判所と当事者との間で、認識を共有すべき内容（対象事項）とその時期（手続段階）について、どのように考えるか。	8
イ	上記のような認識共有は、現状において実現されているか。されていない場合には、その原因と克服策について、どのように考えるか。	9
ウ	共有された内容の確認・記録化の方法（口頭か書面か。書面は準備書面か調書か争点整理案か等）について、どのように考えるか。	11
(2)	計画的審理（審理の見通しについての認識共有と実践）	12
ア	一定程度先まで審理の見通しを立て、当事者との間でそれを共有した上で手続を進行させているか。している場合、その時期や事件類型、見通しの程度、共有された内容の確認及び記録化の方法等について、どのように考えるか。	12
イ	上記のような審理を行っていない場合、そのあい路と克服策をどのように考えるか。	12
民事局からの情報提供.....		13

第1問 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化

1 裁判所に求められる裁判の質【資料8問1参照】

(1) どのような裁判が質の高い裁判であると考えるか。

民事裁判の質に関しては、以前は結論の正しさに重点が置かれていたところがあったが、現在はもっと様々な観点から裁判の質を考える必要があるのではないかとの意見が冒頭に出され、その後、おおむね、①判断の質、②手続保障（審理運営）、③審理期間の観点から意見が述べられた。

(判断の質)

判断の質については、事件当事者が満足を得られるよう、裁判所として、適切な経験則に基づくしっかりとした事実認定をすることが基本であることには異論がなく、その上で、インターネット等により情報が瞬時に拡散する現代においては、当事者限りの判断にとどまらず、第三者の行動規範として影響する可能性があることも考慮する必要性が高まっているとの意見や、裁判は個別事案の解決ではあるものの、類似事案においても解決基準となるような通用性の高い判断をしていくことに、裁判所としての解決の意義があるのではないかという意見などが多数出された。また、実際に質が高いか否かだけでなく、国民から質が高いと見られるか否かという視点も重要であり、合議体で行う審理判断は、後者の点でも意味があるとの指摘もあった。

(手続保障)

手続保障については、当事者に主張立証の機会を適切かつ公平に与えることや、審理の過程で当事者に対して裁判所の考えを十分に説明していくことが重要であるとの意見が多く述べられ、そのような審理運営が実現できた事件では和解も成立しやすいなど、審理運営の充実は、適正な解決につながるとの意見が出された。

(審理期間)

審理期間については、迅速な紛争解決が裁判の質の一部であるとの点に異論はなく、社会のスピード感がどんどん早くなっている中、適時に適正な判断を行わなければ、当事者に対する適切なサービスにならないとの意見が複数出された。もっとも、第1審で本質に迫った充実した審理がされた結果、第2審での審理期間が短くなる場合もあるから、審理期間は第1審だけでなく、確定までの期間をトータルとして見るべきではないかとの意見も出された。

(各要素のバランス)

裁判の質に関する各要素の重点の置き方については、事案によって異なるのではないかとの意見が多く、労働審判等のように、迅速さに力点を置くべき事件もあれば、社会的影響の大きい重大事件のように、合議に付すなどしてより慎重・丁寧に審理・判断することが求められる事件もあるといった指摘がされた。

また、判断の質や手続保障と審理期間とのバランスについては、質は目に見えないので、数字として表れる審理期間の方が問題にされがちであるが、最終的には結論が適正

であることが重視されるべきであるとの考え方や、100点を目指して時間をかけすぎよりも、70点や80点であっても構わないので、事件が風化しない範囲でできるだけ早く結論を出すというバランスのとり方も必要ではないかとの考え方などが紹介された。

(2) 現在の裁判の質について、当事者や国民からは、どのように評価されていると考えるか。

(当事者や国民からの評価)

審理期間に関しては、年々見方が厳しくなっており、一般国民からすると、訴訟進行は相当遅い（特に1か月という期日間隔は長い。）という感覚を持たれているのではないかと意見が複数出された一方、期日間隔は、弁護士の準備の問題もあって直ちに短縮できない面もあるから、まずは、事前準備をしっかりとした上で審理の見通しを立て、1回1回の期日を充実させることが重要であるとの意見も述べられた。

また、判断理由に関しては、判決書に関する弁護士会アンケート（資料2参照）を見て、争点に対する判断が分かりにくい、重要な主張や証拠に対する判断が十分に行われていないと答えた割合が高いことに驚くとともに反省しなければいけないと感想が述べられたほか、高裁で見ていると、1審判決で当事者の個別主張に対する具体的判断がないことが控訴理由となっている場合もあるので、裁判官としては、結論を出すために不要と考えた事項についても、その認識を争点整理の中で当事者に伝える必要があるのではないかと指摘があった。

(民事裁判の質を測る方法)

質を測る方法としては、①平均審理期間、和解率、判決率、控訴率、取消・変更率といった統計数値の把握（資料8参照）、②控訴審の判決書の検討、③控訴理由書等に表れた当事者の原審への不満の検討、④当事者・弁護士会などのアンケートによる外部評価（資料2、3参照）を挙げる意見が見られた。特に、②③については、自分にとって辛い部分もあるが、冷静に分析して、その結果を活かしていかなければ、独りよがりの裁判になってしまうという自戒の意見が複数出された。

(3) 裁判の質をより高めるために、工夫していることはあるか。

裁判の質の向上に向けた工夫例としては、①高裁判決や控訴理由書の検討、②高裁と地裁の意見交換会の活用、③部内での意見交換・相談、④付合議の活用、⑤口頭議論による当事者との認識共有（各期日の充実）、⑥終結前における前倒しの判決書作成等が挙げられた。なお、②の関係では、高裁での勤務経験のある協議員から、高裁は、原審の悪いことばかりを指摘するのではなく、良い審理や判決を具体的に伝えていくことが有益だと思うとの意見が述べられた。

2 合議の充実・活用

(1) 合議の在り方【資料8問2，資料10参照】

自分が裁判長になったときに、どのような合議（期日合議，心証合議，判決起案を含む。）をし，各構成員にどのような準備や関与を求めたいと考えるか。そのためには，裁判長を始めとする各構成員はどのような役割を果たす必要があると考えるか。

ア 争点整理中の期日合議

（合議すべき事項）

争点整理中に合議すべき事項については，審理の進め方，争点の把握，暫定的心証，弁論終結を見込んだおおまかなスケジュールの確認を行うという点では大きな異論はなかった。もっとも，左陪席は，当該期日の進行（弁論事項等）にのみ意識が向きがちであり，合議メモの記載もそれにとどまることが少なくないので，裁判長や右陪席が，①動かし難い事実や書証を分析すると，現時点ではどのような暫定的心証となるのか，②それを踏まえてどう争点整理をすべきなのか（心証開示や釈明権行使の内容），③最終的にその事件をどう終結まで持っていくのか（いつ和解勧告するかを含む中長期的見通し）といったことも事前検討すべき合議事項であることを，左陪席に伝えていく必要があるとの意見が多く出された。

（合議メモの在り方）

合議メモについては，前任者から引き継いだ形式・内容で作成されることが多く，何を記載すべきかについて，合議体の中で必ずしも明示的に共有されていないという実情が多数紹介された。また，左陪席の負担を考慮して合議メモが簡略なものとなっているが，記録検討が浅い右陪席にとっては，合議メモが過度に簡略すぎると事案を把握しづらく，合議も深まりにくいとの意見も複数出された。

その上で，合議メモは，右陪席が実質的に関与する場合の肝となるものであることから，裁判体の構成が変わった場合には，合議の進め方も含めて合議メモに記載すべき事項等について合議体でよく話し合うべきであるし，裁判長は，右陪席から合議メモに盛り込んでほしい事項や添付資料を聴取した上，左陪席に伝えることが有益であるとの意見が多数出された。なお，右陪席の事案把握を容易にする工夫例としては，準備書面や証拠説明書の写しを合議体全員に配布してもらうという方法や，1枚ものの時系列表を作成してもらうという方法などが紹介された。

（争点整理中の合議への右陪席の関与の在り方）

合議関与がより深く求められるようになったことへの右陪席の一般的な受け止め方については，①民事部の右陪席は，単独事件の負担が重い上，小規模庁では非訟事件や支部てん補もあるので，刑事部の右陪席とは異なる事務負担の中で，どのように合議に関与していくかは非常に難しい問題であるという意見や，②従前の右陪席は，合議事件が自分の事件であるとの意識が必ずしも十分でなく，そうした意識を前提にすると，余計

なことをやらされているという感じを持つ人もいないかとの意見が出された一方、③右陪席関与の在り方は、単独事件数等の客観的状況にもよるところ、事件数が減っている現在、右陪席が合議に関与しなければ一体何をしているのかということになるとの意見も述べられた。そして、右陪席関与を高めるためには、それが右陪席にとってもメリットになると実感できることが肝要であり、自分の単独事件を合議にしたところ裁判長が適切に進行するのを見て勉強になったとか、自分の意見や判決書の修文を裁判長が採用してくれてやり甲斐を感じたなどの経験が重要であるとの意見が複数述べられた。

次に、右陪席の関与の在り方については、事案や手続段階に応じてメリハリをつけた関与を行う必要があるという点では異論がなかったが、具体的な関与の在り方は、右陪席の経験年数や手持ちの単独事件数によって異なる上、裁判長の考えと右陪席の考えが必ずしも一致していない場合もあり得るので、合議体の構成員が交替したときなどの機会を捉えて、裁判体で協議する必要があるとの意見が多く述べられた。また、合議の時間のとり方に関しては、右陪席も単独事件の関係で急に合議と言われると対応しにくいので、事前予告して時間を確保することが有益であるとの意見や、常に3人集まる必要はなく、必要に応じて2人で合議して事後に残りの1人に伝えるといった方法もあり得るとの意見などが述べられた。

イ 人証調べ前和解に関する合議

人証調べ前和解に関する合議への右陪席の関与については、①この段階では十分に記録を読み込めていないので、裁判長と左陪席の意見に違和感がなければ異論を言わないといった程度にとどまっているが、それで良いのか迷いもあるという意見、②記録を十分読み込めていなくとも、裁判長や左陪席の説明を前提とした争点と証拠構造を踏まえ、おおよその結論や適当な解決方法、類似事案との整合性、問題となりそうな経験則についての評価等については、右陪席が積極的に見解を述べることを有益ではないかという意見、③人証調べ前和解で終わるべき事件であれば、そこで終わる方がよいのだから、右陪席はもっとこの段階での合議に力を入れるべきではないかとの意見など、様々な意見が出された。

ウ 心証合議

心証合議については、結論と理由付けについて合議を行っているという部が多かったが、どこまで理由を詰めるのかについては区々であり、理由の詰めが甘かったために、左陪席起案を大きく修文することになったとの経験が複数紹介された。そして、前倒しで理由を詰めることのあい路としては、①裁判体の構成員が多忙であり、詳細な心証合議の時間をとりにくいこと、②裁判長がどの程度記録を読み込んでいるかによっても左右されること、③右陪席自身も、実際に左陪席起案に手を入れる場面になって初めて腰

を据えて記録を読み込むことが多いことなどが挙げられたが、後の修文の労力を考えると、理由の書き方についても詰めた合議をしておくことが望ましいとの意見が多かった。

エ 合議の進め方

活発な議論を実現するために裁判長はどのように合議を進めるべきかという点については、裁判長が最初に意見を言うと陪席が発言しづらくなるとの意見や、右陪席が意見を言った瞬間に裁判長から否定されると意見を言いにくくなるなどの意見がある一方で、右陪席は左陪席と違うのだから、裁判長が意見を言ったからといって、必ずしも自分の意見を言いにくくなるということはないのではないかと意見もあった。

(2) 付合議に当たっての考慮要素等

ア 合議体で審理すべき事件としては、具体的にどのような種類の事件が考えられるか。

付合議相当事件の内容としては、国家賠償訴訟や専門的知見を要する訴訟といった典型的合議事件のほか、波及効に配慮を要する事件や社会的耳目を集める事件などが挙げられた。そして、どの事件がこれに該当するかを判断するに当たっては、同種紛争の有無、報道の可能性、法律判断の先例的価値、他の裁判所で同種事件を合議に付しているかなどを考慮しているとの意見が述べられ、そのために常に社会に対するアンテナを張っておく必要があるとの意見が出された。

付合議相当事件について部内で共通認識があるかという点については、協議員の所属部の大半では合議基準が策定されており、特に民事経験の短い右陪席にとっては合議基準が有用であるとの意見があった。もっとも、具体的な事案への当てはめでは、基準に当てはまる事案であるかどうかが一義的に決まらないことがあることから、庁全体で合議事件を一覧にして共有し、部内でも他の合議体の合議事件が分かるようにしているという実情の紹介があった。

また、合議強化の取組等が進む中で付合議基準が変化しているかという点については、基準は変化していないが、判断が難しくて意見が分かれそうな事件については合議に付しやすくなっているという意見や、必要な事件を漏れなく合議体で審理しようという意識が高まっているという意見が出された。

イ 審理の途中から合議に付すことが相当となる事件としては、どのようなものがあるか。審理の途中から合議に付すことを検討するに当たっては、どのような要素を考慮すべきか。【資料8問4参照】

審理の途中から合議に付すことが相当となる事件としては、訴状段階では合議基準に該当するか否かがはっきりしなかったが、その後該当することが判明した事件や、係属期間が一定期間（1年6月、2年）を超え、又は一定の期間を超えることが見込まれる

事件などを挙げる意見があった。

合議に付しやすくする工夫としては、定期的な棚卸しやミーティングを行っている部が多く、そのほか、新件段階で付合議候補に挙げたが当面単独体で審理することとしたものをストックして、適切な時機に合議に付している部などがあった。なお、審理の途中から合議に付す場合には、当事者に対し、なぜ合議にしたのか（例えば、慎重な審理の必要性等）を事前に説明しておくべきではないかとの意見が出された。

(3) 合議の充実・活用以外の面で部総括裁判官に期待される役割

自分が部総括裁判官になったときに、部全体としての事件処理という観点から、合議事件に関与する以外に部内でどのような取組をしたいと考えるか【資料8問5参照】。

部全体での事件処理という観点からは、部に係属している事件を部全体で把握しておく必要があり、部内の人的パワーで効率的に事件を処理するためにはどのような配分が適切かを継続的に考えていくべきであるという意見が複数述べられた。そして、その方法として、部の裁判官全員が、訴状審査としてではなく、合議に付すことが相当かという視点で、新件の訴状を全て見ているという取組が紹介された。

また、部総括は相談しやすい雰囲気作りや態勢作りが期待されているとの意見が多く、部総括から単独事件の相談をしてもらえたことで、右陪席からも相談しやすくなったという経験や、定期的なミーティングの機会を設けることで相談しやすい態勢になっているという実情等が紹介された。

さらに、書記官室との関係では、書記官室も含めてミーティングを行うことで、部全体が取り組むべき課題が把握しやすくなるという意見や、ミーティングでは、悪い話だけでなく成功体験も共有することで、その部で事件処理をすることが楽しいという雰囲気を醸し出せるのではないかと意見、部総括は係書記官の悩みを吸い上げるために、主任書記官とうまく連携することが重要であるとの意見などが述べられた。

第2問 争点整理の在り方

1 裁判所による適切な事案の把握【資料8問7参照】

(1) 裁判所が中心的争点や審理の見通しを把握できないために、適切な心証開示や釈明権行使ができない場合としては、どのような場合があるか。

(2) 上記の場合、どのような対応策が考えられるか。

※ なお、共通のイメージで議論するため、第2問では、双方代理人が就いた単独事件で、人証調べが予想されるような実質的争点のある事案を想定して議論した。

事前アンケート（資料8参照）の回答から、裁判所が見通しを把握できない場合の原因としては、大きく分けて、①当事者側に起因するもの、②事案の性質に起因するもの、③裁判所側に起因するものがあることがうかがわれた。

(当事者側に起因する場合)

当事者側に起因する場合としては、準備書面等に必要な事実が記載されない場合と、ありとあらゆる事実が細かく記載されていて法的に整理されていない場合が挙げられた。

このような場合の対応策としては、①できるだけ表形式にしたり、裁判所が骨子を書いて当事者に埋めさせたりして主張を整理するという方法、②代理人に争点整理のための陳述書の提出を指示して、強制的に事情聴取の機会を与えるという方法、③法律的な整理はひとまず置いておいて、当事者本人や担当者から直接裁判所が話を聞き、事案を早期に把握するという方法などが紹介された。そして、③の本人同行については、裁判所と当事者の役割分担をどう考えるかという観点からも議論がされ、本人から生の事実を事情聴取して法的に整理した上で裁判所に説明するのは代理人の役割であって、裁判所がそこまですることには相手方にも抵抗感があるのではないかという意見が出される一方、基本的には代理人の役割であるが、当事者によっては例外的には裁判所が乗り出していかなければならない場合もあるのではないかという意見などが出された。

(事案の性質に起因する場合)

事案の性質に起因する場合としては、①争点が多数で錯そうするような事案、②当事者の感情的対立が激しく細かな主張がされる事案（相続、名誉毀損、パワハラ、セクハラ等）、③客観的な証拠や確定できる事実が少なく、紛争の実相を捉えづらい事案、④専門的知見を要する事案等が挙げられた。

そして、①や②については争点整理表を作るなどして主張等の見える化を図ることが有用であるとの意見、③については裁判長や他の裁判官に相談することにより、釈明権行使のポイントなどのヒントが得られて参考になるという意見、④については専門委員や付調停の活用が有用であるとの意見などが出された。なお、争点整理表の作成を誰が行うかという問題については、当事者に作成してもらいたいというのが第一だが、できない場合は裁判所が作成するほかないとの意見や、叩き台は当事者に作成してもらうにしても、和解案提示に利用したり判決書に添付したりするためには、最終形は裁判所が作成せざるを得ないのではないかと意見などが出された。

(裁判所側に起因する場合)

自分自身が失敗したと思う例としては、①主張と証拠の突き合わせが不十分のまま期日に臨んでしまい、事案の適時適切な把握に失敗したという例、②準備不足のために口頭議論が充実しなかったという例、③遠慮して言いたいことを言わないまま手続を進めて後悔したという例などが挙げられた。

そして、①については、主張書面の読み込みに気を取られて証拠の検討がおろそかにならないように、提出書類を全てその都度しっかり読むことが必要であるとの意見、②については、どこかの段階でここにポイントを置いて口頭議論をしようという節目を作って、事前予告をした上で口頭議論をすることが有用であるとの意見、③については、反発を受けるのではないかと、こんなことを言ったら恥ずかしいのではないかなどと

思っても、聴かなければ後で困る事になるので、疑問に思ったことは率直に切り出した方がよいとの意見などが述べられた。なお、口頭議論については、積極的に行っている裁判官から成果が上がっているとの話を聞いて、自分も力を入れたところ、和解率が高くなった実感があることから、そういったメンターのような存在も重要なのではないかと意見も見られた。

2 争点や審理の見通しを共有するためのプラクティス【資料8問6参照】

(1) 争点についての認識共有（口頭議論の在り方や争点の確認・記録化等）

ア 裁判所と当事者との間で、認識を共有すべき内容（対象事項）とその時期（手続段階）について、どのように考えるか。

（争点整理の序盤）

争点整理の序盤においては、議論の前提として必要な主張や書証を出させて議論の土台を作るとの意見や、大まかな納期（判決時期）を議論し、その中で和解の可能性なども把握するとの意見など、事案の全体像とおおまかな争点をつかんで審理の見通しを把握するという意見が多かった。また、第1回口頭弁論期日に被告が出頭している場合には、被告から争う点を聞いた上で、当事者双方の今後の立証予定を確認しているとの実例も紹介された。なお、序盤からどの程度争点の絞り込みをすべきかという問題に関しては、代理人の中にはある程度主張立証した上で事件の方向性を決めたいという発想があるので、基本的な主張立証が出そろう前に争点を絞ることは難しいとの意見が出された。

（争点整理の中盤から終盤）

争点整理の中盤から終盤においては、中心的争点は何かについて、裁判所の見解を示し、当事者の意見も聴いた上で、争点を絞り込んでいき、人証で立証する範囲を確定させるといった意見が多く見られた。また、争点の絞り込みに関しては、主張の撤回までは期待し難いが、順位を付けてくれる代理人はいるので、そこを重点的に判断すれば、当事者の納得は得られやすくなるのではないかと意見や、当事者は裁判所の考えを意外と気にしているので、裁判所がどこを大事だと思っているかを示せば、当事者が注力すべき点は確定するのではないかと意見が出された。

更に進んで、争点整理終了段階までに、間接事実の軽重や証拠の評価、用いられるべき経験則についてまで、当事者と認識を共有すべきか（共有できるか）という点については、裁判官に力量がなければ自信を持ってそこまで判断できないし、判断できても当事者にそれを適切に伝えなければ信頼関係が崩れてしまうという問題はあるものの、在るべき論としては、裁判官がもっと自信をもって判断し、それを当事者に納得してもらえるように説明すべきであるとの意見が述べられた。

イ 上記のような認識共有は、現状において実現されているか。されていない場合には、その原因と克服策について、どのように考えるか。

(ア) 認識共有の実情についての認識

認識共有の実情に関しては、アンケート（資料5参照）の結果によれば、裁判所は共有できていると思っていても実際には共有できておらず、それに気付いていないということがあるのではないかと意見や、合議事件で、裁判長と左陪席は十分伝えているつもりであったが、傍で聞いている右陪席からするとよく分からず、代理人に全く伝わっていないと感じたことがあり、どんな経験のある裁判官も、謙虚に振り返って確認する姿勢が必要ではないかと意見などが述べられた。

(イ) 認識共有がされていない場合の原因【資料6参照】

(認識共有されない裁判所側の原因)

まず、資料6の発言例を見た感想としては、①自分もこのような言い方をしている、これでもかなり伝えていると思っていたが、そうではないのかと反省したとの感想、②発言例は、裁判官が読めば趣旨はよく分かるが、代理人の立場からだとは分からないのではないかと感想、③自分はアンケート（資料5参照）などを見て、よりはっきり言うようにしているとの感想などが出された。

その上で、裁判官の言い方が曖昧になる原因としては、①そもそも認識共有ができていないことについて、裁判官に自覚がないのではないかと意見のほか、②暫定的心証の段階なので、まずはざっくり質問して代理人の本気度を試し、その議論の中で代理人には自分の主張の弱さを理解してほしいという期待があるとの意見、③双方代理人がいる場で端的な言い方をすることには躊躇があるとの意見、④心証について誤解を与えないようにしようとする表現が曖昧になってしまうなどの意見が述べられた。

これに対しては、結論だけでなく理由付けも含めて裁判所の考えをきちんと説明しないと争点整理は進まないし、そのような開示によって裁判所の考えが間違っていることが分かれば軌道修正も可能になるのだから、裁判所は明確に伝えるべきであるとの意見が複数出された。また、争点整理に関する心証開示を双方同席のもとで行うべきかという問題に関しては、一方当事者のみに述べると他方当事者が進行把握に窮するし、手続の透明性・公平性も欠くことになるので、双方がいるところで行うべきであるという意見でおおむね一致した。

(認識共有されない代理人側の原因)

他方、代理人側の原因としては、①代理人は裁判所よりも人証を重視しており、間接事実の重みに関する考え方が裁判所と異なるのではないかという意見、②曖昧な発言を裁判所がした場合には、代理人もその意味を確認すべきであるのに、双方向のコミュニケーションが成り立っていない点にも問題があるとの意見、③当事者からの事情聴取を十分にしない代理人や、在るべき争点でない点に固執する代理人との認識共有は難しい

との意見などが出された。なお、②については、若手弁護士は、裁判官に質問の趣旨を聞き返せない場合があり、端的に言ってようやく伝わった例があるとの経験談も紹介された。

(ウ) 認識共有のための克服策・工夫例

(認識共有のスキルの向上)

認識共有のためには伝え方の技術を磨く必要があるとの点に異論はなく、具体的には、①部総括と一緒に期日に入ると、部総括は代理人の反発を招かないように柔らかく説明をしているので、それを参考に取り入れているとの意見や、②「もし間違っていたら教えてほしい。」と言いながら確認したり、「こういうことが主張したいのであれば、例えばこういう証拠が他にあるかもしれない。」と具体例を挙げて説明するなど、代理人の反応も見ながら言葉を補ったり変えたりして工夫しているという意見などが紹介された。

(認識共有のためのツールの活用)

認識共有のための工夫例としては、裁判所が代理人に対して、口頭議論のルールを1枚にまとめたものを配布した上、早期事案説明期日や集中争点整理期日等の名称を付した期日で、裁判所及び双方当事者の三者で集中的に口頭議論をする試みを行っており、それにより、争点整理手続の早期の段階では中心的な争点とその後の見通しを共有し、手続の終盤の段階では争点や人証で明らかにすべき事項を確認することで、事件の見通しを立てたり争点を明確化したりすることに役立っているとの取組が紹介された。また、争点整理の終盤で、裁判所がホワイトボードに図示しながら、当事者にも見える形で争点整理を行ったところ、認識共有に役立ったという例や、早期に事案を把握するためにパワーポイントやレジュメを使って当事者から説明をしてもらっているという例も紹介された。

(書記官との協働)

充実した口頭議論を行うための書記官との協働に関しては、①争点を詰めるときは書記官に立ち会ってもらって、裁判官の説明が分かりにくくないか確認しながら進めているという例や、②準備書面等が約束どおりに提出されなければ、十分な準備を行うことができないことから、書記官に事前催促をしてもらっているという例などが紹介された(一律催促という例と、メリハリを付けて催促してもらっているという例の両方があった。)

また、選別立会いにすることによって書記官の関与が薄くなっていないかとの問題については、全て裁判官に任せきりで書記官が事案を把握していないのは問題であるので、立ち会っていない期日に関しては、裁判官が、期日の経過や次回の準備事項などを記載したメモを作成して渡した上で、簡単に口頭でも説明をし、書記官の事案把握に役立っているとの例が紹介された。

ウ 共有された内容の確認・記録化の方法（口頭か書面か。書面は準備書面か調書か争点整理案か等）について、どのように考えるか【資料9参照】。

※ なお、ここでは、認識を共有するための書面の用い方ではなく、認識が共有された後の記録化の問題を取り上げた。また、論点を明確化するため、争点整理終了時の記録化に議論を絞った。

（記録化の実情）

争点整理の結果の記録化については、原則として、口頭では確認しているものの記録化まではしておらず、例外的に、当事者から残してほしいという要望があった場合や、裁判所が主張整理をして争点を確定させたい場合（本人訴訟の場合等）などにのみ記録化しているという協議員が比較的多かった。

これに対し、①主要事実レベルや評価的争点のレベルでは、調書に確認した結果を記載するようにしているという協議員（複数）や、②証拠調べをする事案では、調書に記載するか争点整理案を示すかして全件記録化しているという協議員、③証拠調べをする事案ではほぼ全件、新様式の判決書で書く争点部分を列記する形で調書に記載しているという協議員もいた。

（記録化をしない理由とその検討）

記録化をしていない理由としては、①単独事件では、争点が一、二個程度しかなく、口頭で確認をすれば、後で認識に齟齬があったという事態は生じないと考えられること、②記録化のメリットが感じられないこと（当事者が調書を謄写して共有することもほとんどないし、高裁も判決がしっかりと書けていればよいと考えているように思われること）、③判決を書いてみると、争点整理手続終了時に確認した争点とは微妙に表現を変えた方がよいと感じることがあり、記録化によって固定されてしまうと修正をしにくくなること、④前任者が記録化したために、かえってその記載をめぐって争点整理が紛糾した経験があることなどが挙げられた。

もっとも、これに対しては、①高裁を含む第三者から見たときの分かりやすさを考えると、もう少し記録化した方がよいし、記録化をすれば、調書も閲覧・謄写されるようになるのではないかと意見、②記録化すれば、証拠調べの際に尋問を争点に絞るようになりやすいし、書記官の判決点検等にも役立つのではないかと意見、③きちんと争点確認の手続を踏んだということを疑義なくするためには記録化するほかにないのではないかと意見、④判決時と争点確認時で争点の表現振りが違っていても、大きく違う内容になるのであれば、こだわる必要はなく、むしろ判決時に改めて熟考してベストのものを書くということではないかと意見、⑤口頭での議論の活性化と結果の記録化は何ら矛盾するものではなく、心証開示等においても認識の共有が必ずしも図られていないという現状に照らせば、最終的にまとまった結果を記録上明確にすることは重要ではないかと指摘が述べられた。また、高裁での勤務経験がある協議員からは、高裁では記録化されている事件を見ることは少なかったが、記録化されている事件はよ

く主張整理がされていて、判決も分かりやすいものが多かった印象であり、記録化するという意識があれば、その前に口頭できちんと整理をしようという動機付けにもなるのではないかと指摘がされた。

(2) 計画的審理（審理の見通しについての認識共有と実践）

ア 一定程度先まで審理の見通しを立て、当事者との間でそれを共有した上で手続を進行させているか。している場合、その時期や事件類型、見通しの程度、共有された内容の確認及び記録化の方法等について、どのように考えるか。

イ 上記のような審理を行っていない場合、そのあい路と克服策をどのように考えるか。

（計画「的」審理の具体的内容と実践）

計画「的」審理のイメージについては、必ずしも一致しておらず、協議員の間でも、①民事訴訟法147条の3で規定される程度までとはいかないが、終局までの全体的な予定を立てて審理を進めるイメージであると思っていたとの意見があった一方、②二、三期日若しくはもう少し先を決めるようなイメージであるとの意見も多かった。そして、②の内容であれば、計画的審理を行っているという協議員が多く、単に二、三期日先の予定を定めるだけではなく、当事者に主張立証の予定を確認するなどして、主張立証が出そう時期の見通しを立てたり、その後の集中証拠調べの時期や和解を試みる時期などを見通しを立てたりしているという実情も紹介された。

（当事者との審理予定の共有）

当事者との間で審理予定を共有しているかという点については、これまでそのような意識が薄かったといった意見も見られたが、裁判所は審理の進め方についても心証開示をすべきであり、計画を示すことが当事者に対する動機付けとなって、早めに主張等を出してもらえる効果もあるとの意見が出され、実際に、いつまでに何をやるかを期日で確認して認識共有しているとの意見が多く見られた。ただし、計画を示すことについては、協力的な代理人もいる一方で、反発する代理人もいるので、代理人の個性を見ながら計画の示し方を考える必要があるとの意見も出された。

審理予定の共有方法については、口頭で確認するという意見が多かったが、準備事項を調書に残せば、書記官が催促をしやすくなるし、提出されなかった場合に当該主張等をしないということを記録に残せるようになるとの意見や、裁判所が争点整理案を示す時期も含めて調書に記載する場合には、それにより三者とも期限を守らざるを得なくなるので、計画的審理が実現するという意見もあった。

（計画的審理のあい路）

計画的審理を行うに当たってのあい路としては、守らなかった場合のペナルティをどうするかが難しく、高裁でその主張をされると言われると当初の予定に反していても許さざるを得ないという意見が述べられた。これに対しては、何回も釈明を求めても主張が

出てこない場合には、調書に裁判所が釈明を求めたことをきちんと残すようにしているとの事例も紹介された。

民事局からの情報提供

1 民事訴訟規則の一部を改正する規則等について

平成27年6月3日に、(1)民事訴訟規則の一部を改正する規則（資料13参照）及び(2)消費者裁判手続特例規則（資料14参照）が制定され、同月29日に公布された。

(1)は多数の当事者又は利害関係人が関与する訴訟への対応を拡充するため、当事者の一方に訴訟代理人が複数ある場合の連絡担当訴訟代理人の制度（23条の2）や、訴訟記録の閲覧謄写請求は書面ですること等（33条の2）を新たに定め、また、非訟事件手続規則に合わせて、当事者以外の書面の提出者からも、当該書面の写しや電磁的記録の提供を裁判所が求められること（3条の2第2項）、訴訟救助の申立ては書面でしなければならないこと（30条1項）、準備書面に限らず書面の直送を受けた場合全般に受領者は受領書面を提出しなければならないこと（47条5項）を定める規定を新設したものである。さらに、最高裁決定を踏まえて、相手方に不利益な判断をしない場合や送付することが相当でないと認める場合を除いて、相手方に抗告状の写しを交付すべきことや抗告状の写しと同時に抗告理由書の写しも送付すべきことを定める規定（207条の2）も新たに設けることとした。なお、この民事訴訟規則の一部を改正する規則は、平成28年1月1日から施行されることとなっており、原則として施行前に生じた事項にも適用されるが、既に改正前の規定により生じた効力は妨げないものとされている。

一方、(2)は、多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、平成25年12月11日に公布された消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）を踏まえ、手続の細目的な事項等について規定するものである。この制度は、まず、多数の消費者に共通する金銭の支払義務の確認を求める共通義務確認訴訟において、共通義務の存否を確認し、その後、対象債権の確定手続において個々の消費者の債権の存否や内容が確定するという2段階型の手続となっているところ、2段階目の簡易確定手続で、特定適格消費者団体が債権届出をし、事業者がこれを認めて確定した場合には、その届出消費者表の記載が債務名義となるが、事業者が否認し、団体がその認否を争えば裁判所が簡易確定決定を行い、同決定に対して異議が申し立てられると、異議後の訴訟（通常訴訟）に移行する。この規則は、同法の施行の日（同法の上記の公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日）から施行される。

2 テレビ会議の積極的活用について

昨年12月以降、地裁本庁と一部の支部に民事、刑事、家事事件で利用できる新しいシステム、いわゆるJ・リンクシステムが整備された。このシステムは、テレビ会議シス

テムと同様に他庁又は庁内と接続してテレビ会議を行える機器で、従前のテレビ会議システムとも接続が可能である上、従前のテレビ会議システムよりも接続操作を容易にし、庁内接続での画質を向上させるなどより使いやすいものとなっている。遠方の代理人等との間で書面等を示しながら進めたい場合や双方の顔を確認しながら手続を行いたい場合等には利用しやすくなったのではないかとと思われる。なお、従前のテレビ会議システムもこれまでどおり利用できるもので、J・リンクシステムと併せて活用していただきたい。

また、テレビ会議システムやJ・リンクシステムは、一度に最大6地点まで同時に接続することが可能となっており、こうした点でも電話会議システムに比べて利点があるのではないかとと思われる。なお、個別の事件処理以外の場面でも、本庁と支部で審理運営に関する協議会を行う場合や、他庁との間で打合せを行う場合等に広く活用することが考えられる。

さらに、機器の使用方法是、非常に簡単であり、テレビ会議の利用による当事者の費用負担もない。上記のような、個別事件処理以外の場面等で一度利用していただいた方からは、非常に使いやすいとの感想を伺うことも多く、また、今後接続できる庁の配置について拡大する方向での見直しも検討されていて、ますます利便性が向上される予定なので、テレビ会議の利用にふさわしい事案があれば積極的に利用していただきたいと考えている。

3 中断事件における仮既済処理について

平成22年以降、係属期間が2年を超える長期未済事件の割合が少しずつ増加しているが、これには、貸金業者の破産手続開始に伴い、中断している過払金返還請求事件のように、長期未済化を避けることができない事件も相当数含まれていると思われる。一方、中断中の過払金返還請求事件の係属件数については、庁によってばらつきが見られ、これは、上記のような事件について、仮既済として処理している庁とそのような処理をしていない庁とがあることによるとと思われる。仮既済の処理は、平成16年2月13日の事務総長通達（「民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について」）に定めがあり、中断の日から受継手続がされないまま3年経過した事件であるなど、一定の事由が存するときには、裁判長の認定により、当該認定日に仮既済として処理することとされている。この通達は、平成16年に定められたものであり、御存じない方もおられるかと思うが、本来の意味での長期未済の状況を的確に把握するためには、仮既済すべきものについて、仮既済の必要性を適切に検討していただくことも必要ではないかと考えられるので、御参考までに紹介させていただく。なお、通達の詳細については、自庁の民事訟廷に御確認いただきたい。

以上